

「(仮称) 第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」の策定等について

1 策定の必要性

国においては、男女共同参画社会基本法など、およそ20年の間に様々な法的整備を進めた結果、女性の就業率は年々増加し、就労の場において、女性の進出がなされるなど、男女共同参画の実現に向けては、一定の環境は整い、平成27年には、いわゆる女性活躍推進法が成立し、女性の採用・登用・能力開発等のための計画の策定を事業主や地方公共団体に求めるなど、女性の活躍を一層促進する動きが拡大してきている。

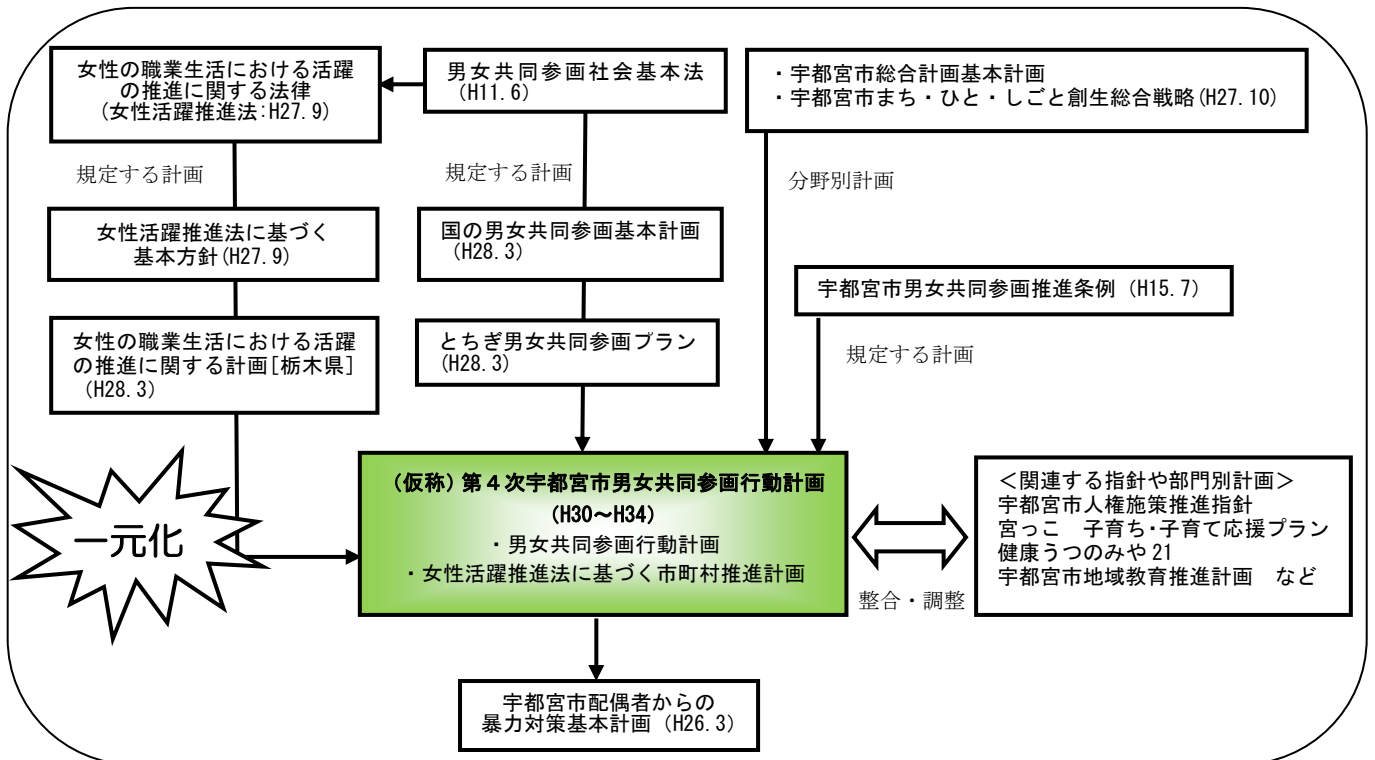
このような中、国の「第4次男女共同参画基本計画」においては、女性の活躍を推進するため、男性中心型労働慣行等を変革することが重要であるとし、男性の働き方等の見直しに焦点を当てた施策を講じるなど、男女共同参画の実現に向けた取組は新たな段階に入ったところである。

また、男女共同参画の実現のためには、男女の人権の尊重が重要であるが、社会の現状を見ると、LGBTであることなどを理由に困難な状況に置かれている方々への対応や女性に対する暴力をめぐる状況が多様化していることなどの人権侵害により、社会進出を阻むこともあることから、それらを解決していくための取組が必要となっている。

こうしたことから、これらの社会的環境の変化や課題に対応した取組が行えるよう、現行計画を改定し、「(仮称) 第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」を策定するものである。

2 計画の位置づけ

- ・ 男女共同参画社会基本法第14条に規定する計画（努力義務）
- ・ 女性活躍推進法第6条に規定する計画（努力義務）
- ・ 宇都宮市総合計画基本計画の分野別計画
- ・ 宇都宮市男女共同参画推進条例第8条に規定する計画



3 計画期間

平成30（2018）年度～平成34（2022）年度までの5年間

4 検討内容イメージ

ア これまでの経緯, スタンス (重点的な取組など)

【第1次行動計画】

男女共同参画の意識を醸成する「基盤づくり」のため、意識啓発や教育・学習の推進

【第2次行動計画】

男女共同参画推進する「環境づくり」のため、ワーク・ライフ・バランスの推進, 配偶者からの暴力 (DV) 対策

【第3次行動計画】

これまでの2次にわたる行動計画の取組を地域や社会における「実践」に繋げるため、「まちづくりにおける男女共同参画の推進」, 「意思決定の場への女性の登用促進」

イ 本計画の基本的な考え方

市民意識調査等の結果などを踏まえつつ、今までの取組において、残された課題への対応や、女性の活躍を推進するための男性の働き方等の見直しに焦点を当てた施策を講じるとともに、LGBT等に対する理解促進など、社会的環境の変化や課題に対応した計画体系にする。

ウ 施策の方向性

- すべての人が充実した職業生活や家庭生活を送ることができる社会を目指した施策
 - ・ 男性中心型労働慣行等の変革に向けた、男性の理解促進
 - ・ 長時間労働の削減等の働き方改革に向けた、経営者等の理解促進 など
- さまざまな分野における男女共同参画を推進する施策
 - ・ まちづくりにおける男女共同参画の推進
 - ・ 意思決定の場における男女共同参画の推進 など
- 男女だけではなく多様な性を含めたすべての人が尊重され、安全・安心して暮らせる社会を目指した施策
 - ・ LGBTなど性的少数者に対する理解促進
 - ・ あらゆる暴力の根絶
 - ・ 生涯を通じた健康支援 など

5 策定体制 ※ 詳細は、3頁のとおり

庁内検討組織 (男女共同参画推進委員会 (課長級), 男女共同参画推進委員会作業部会 (係長級))

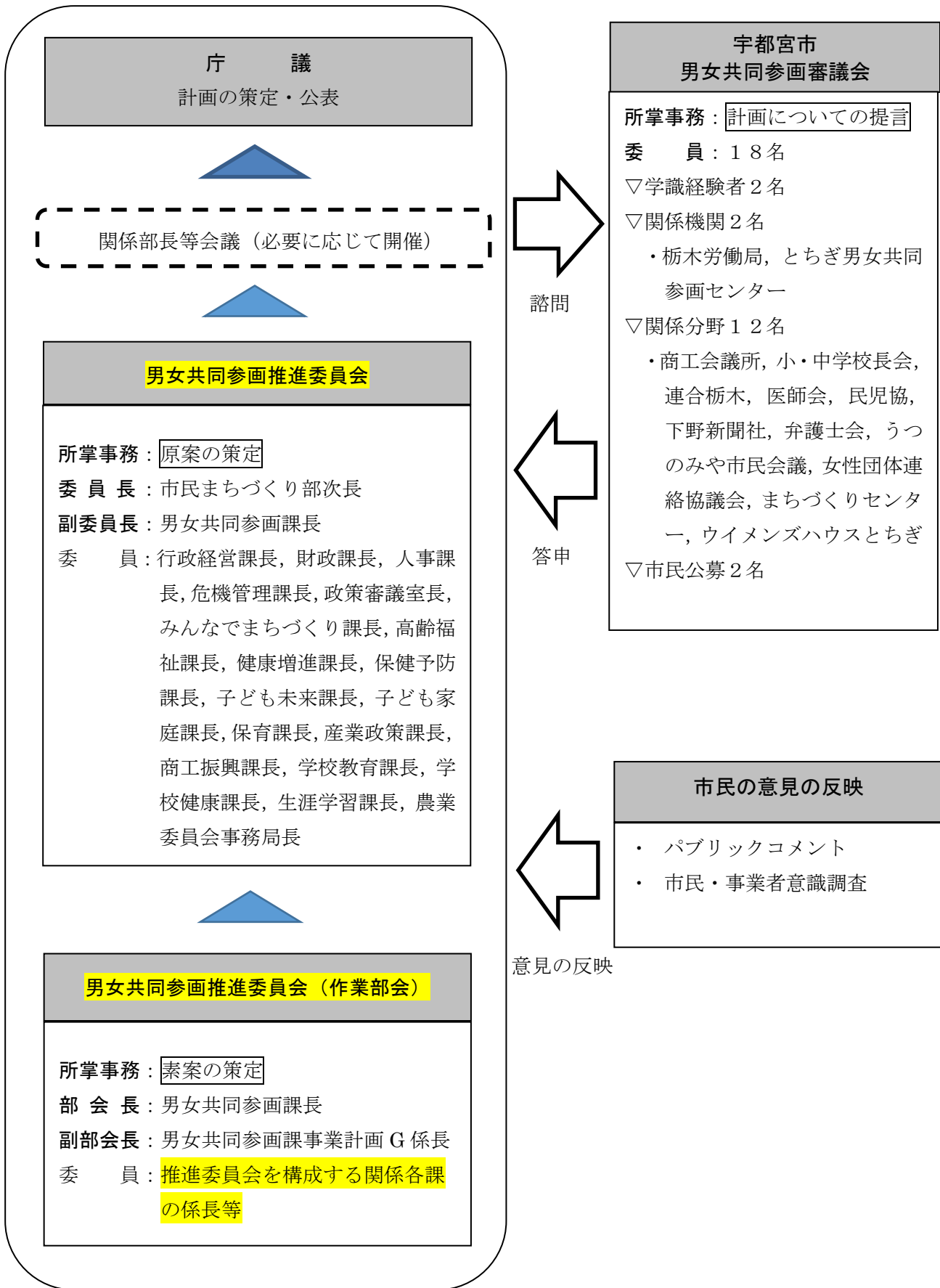
庁外検討組織 (宇都宮市男女共同参画審議会)

市民意見の反映など (パブリックコメント, 市民意識調査等)

6 今後のスケジュール ※ 詳細は、4頁のとおり

平成29年 7月～	審議会 (外部組織による検討について3回予定)
12月	関係部長会議, 政策会議 (計画素案)
12月～1月	パブリックコメントの実施
平成30年 3月	庁議付議 (計画の決定)
	公表

■「(仮称)第4次宇都宮市男女共同参画行動計画」策定体制



策定スケジュール

	検討項目等	庁内推進委員会		審議会 (3回)	その他
		作業部会 (3回)	委員会 (3回)		
1	計画策定について ・関係課長会議 ・庁議				関係課長会議 4/14 庁議(次) 4/20 庁議(部) 4/27
2	計画の基本的な考え方について ・計画策定の趣旨 ・計画の位置付け ・計画の期間 課題の抽出 ・社会情勢，国，県の動向の整理 ・市民意識調査等の結果分析 ・現行計画の評価(年次報告)	7/4 13:30～ 議会棟 第2委員会室	7/7 14:00～ 議会棟 第2委員会室	7/26 13:30～ 14A 会議室	
3	基本的な考え方，施策の展開等 ・基本理念，基本目標 ・計画の体系 ・具体的事業，重点事業	8/下旬	9/下旬	10/月上旬	
4	施策の展開，計画素案 ・成果指標，活動指標	10/下旬	11/月上旬	11/月中旬	
5	パブリックコメント実施にかかる調整 ・関係部長等会議(12/月上旬～中旬) ・政策会議(12/月上旬～中旬) ・議会への説明(12/月上旬～中旬)				
6	パブリックコメント				12/下旬 ～1/月中旬
7	パブリックコメントを受けて最終案の調整		(1/下旬)	(2/月上旬)	(必要に応じて開催)
8	計画の決定 ・庁議				3/中旬(次) 3/下旬(部)
9	議会への情報提供				決定後